

## 法改正後の運用について(Q & A)

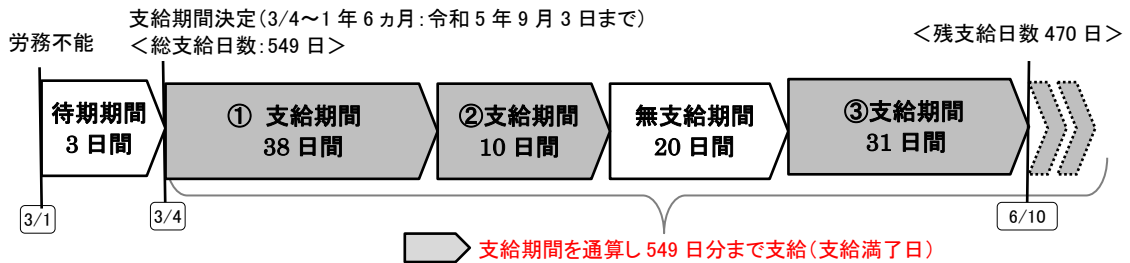
問1: 傷病手当金の支給期間は、「その支給を始めた日から通算して1年6ヵ月間」となるが、1年6ヵ月間とは何日間となるのか。

(回答1)

- 初回の申請から3日間の待機期間を経て、支給を始める4日目より、暦に従って1年6ヵ月間の計算を行い、傷病手当金の支給期間を確定する。
- 当該支給期間は、傷病手当金の支給単位で減少し、途中で傷病手当金が支給されない期間(以下「無支給期間」という。)がある場合には、当該無支給期間の日数分について支給期間は減少しない。

【例】傷病手当金の支給期間及び支給満了日はどうなるのか。

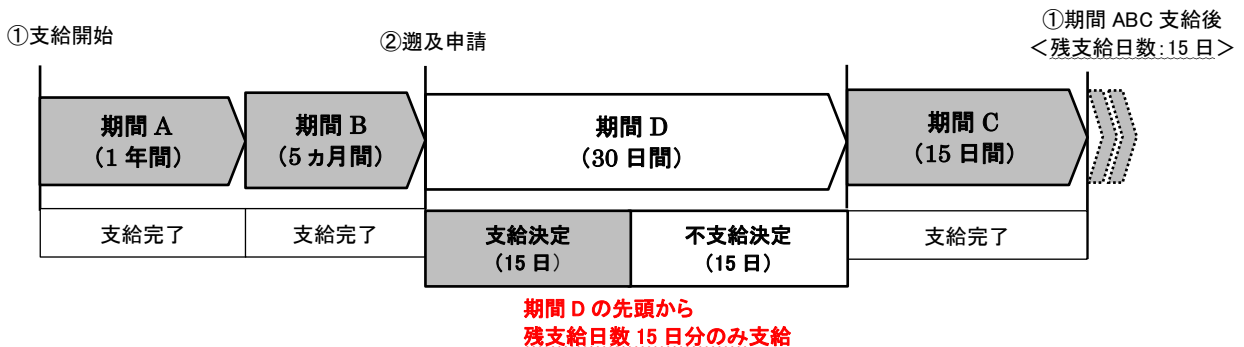
- ① 令和4年3月1日～4月10日 労務不能 (支給期間: 38日間)
- ② 令和4年4月11日～4月20日 労務不能 (支給期間: 10日間)
- ③ 令和4年5月11日～6月10日 労務不能 (支給期間: 31日間)



問2 傷病手当金の支給開始日(起算日)以降、期間(A・B・C)において傷病手当金の支給を行った後、支給開始日(起算点)より後の期間(D)について、事後に遡って傷病手当金の支給申請があった場合、期間(A・B・C)と過去の期間(D)を通算すると1年6ヵ月間を超える場合、期間Cに対する支給決定を取り消し、期間Dに対して支給決定することとなるのか。

(回答2)

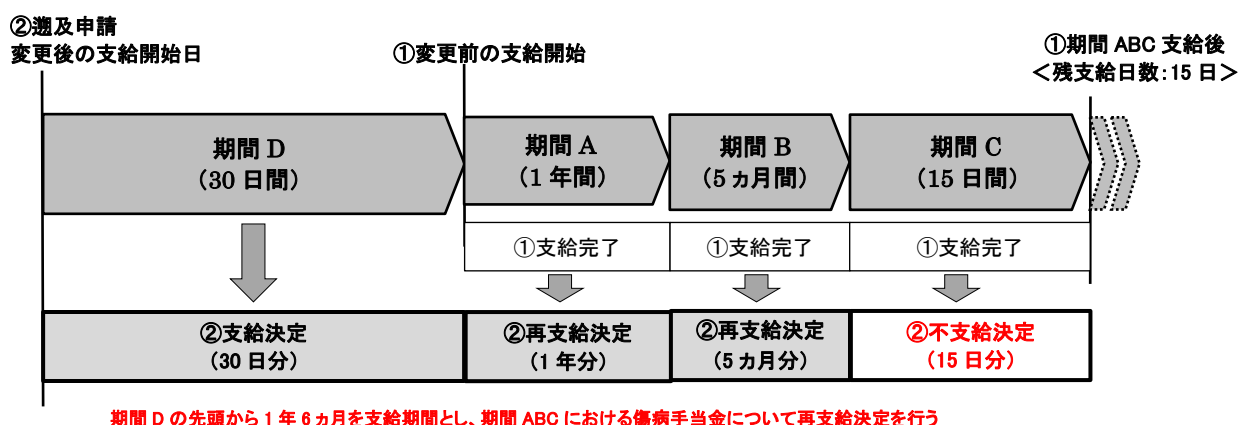
- 支給開始日より後の期間について支給申請があった場合は、当該支給開始日の変更されず、支給期間及び支給額も変更しないため、すでに支給した傷病手当金の支給決定は取り消さない。



問3 傷病手当金の支給開始日(起算日)以降、期間(A・B・C)において傷病手当金の支給を行った後、支給開始日(起算日)より前の期間(D)について、事後に遡って傷病手当金の支給申請があった場合、支給開始日(起算日)の変更により、傷病手当金の支給額の基準となる標準報酬月額額の算定期間が変更となることから、期間(A・B・C)の支給決定を取り消し、再度、支給決定することとなるのか。

(回答3)

- 支給開始日より前の期間について支給申請があった場合は、当該支給開始日が変更され、支給期間及び支給額も変更されるため、「変更前」の支給開始日を基準として支給した傷病手当金に対する支給決定を取り消し、「変更後」の支給開始日を基準として支給決定することとなる。



問4 労務不能のため傷病手当金の申請を行ったが、報酬や障害年金等との併給調整により、傷病手当金が不支給とされた場合、支給期間は減少するのか。

(回答4)

- 報酬、障害年金又は出産手当金等との併給調整により、傷病手当金が不支給とされた期間については、傷病手当金の支給期間は減少しない。
- 一方、報酬、障害年金又は出産手当金等の額が傷病手当金の支給額を下回るために傷病手当金の一部が支給される場合には、支給期間は減少する。
- 出産手当金を支給すべき場合において傷病手当金が支払われたことにより、出産手当金の内払とみなされた場合には、支給期間は減少する。

問5 複数の疾病等について、同じ期間に傷病手当金の支給が行われる場合、支給期間については、どのような取扱いとなるのか。

(回答5)

- 傷病手当金については、疾病等ごとに支給期間が決定し、複数の疾病について、同じ期間に傷病手当金の支給が行われる場合、各々の疾病等について、それぞれ傷病手当金が支給される。
- 傷病手当金が支給された日数分だけ、各々の疾病等に係る支給期間は減少する。

問6 A疾病による傷病手当金がA疾病による障害年金との併給調整により支給停止されている者が、別のB疾病による傷病手当金を新たに受給できることになった場合、支給期間については、どのような取扱いとなるのか。

(回答6)

- B疾病による傷病手当金はA疾病による傷病手当金とは別の給付となるため、支給期間はB疾病に係る支給期間のみ減少する。

問7 資格喪失後の継続給付の取扱いはどうなるのか。

(回答7)

- 資格喪失後の傷病手当金の継続給付については、「継続して」受けるものとされているため、従来どおり、被保険者として受けることができるはずであった期間において、継続して給付を受けることができる。
- ただし、一時的に労務可能となった場合には、治癒しているか否かを問わず、同一の疾病等により再び労務不能となっても傷病手当金の支給は行わない。

### 傷病手当金付加金・延長傷病手当金付加金について

傷病手当金の通算化に伴い、当該給付の付加給付である傷病手当金付加金も通算化されます。

ただし、延長傷病手当金付加金は、従来どおり、傷病手当金の支給満了日の翌日から起算して6ヵ月を経過したときは、支給しない。(変更なし)

Q. 報酬や障害年金等との併給調整により、傷病手当金が不支給となった期間について、傷病手当金付加金のみ支給される場合に傷病手当金の支給期間については、どのような取扱いとなるのか。

- A. 傷病手当金が不支給となった期間に傷病手当金付加金のみ支給された場合、傷病手当金および傷病手当金付加金の支給期間は減少しない。